

平成 28 年度  
決算常任委員会 年間白書

平成 29 年 5 月

四日市市議会

## 目次

- |            |             |
|------------|-------------|
| 1. 委員会の構成  | P 1         |
| 2. 委員会開催状況 | P 2 ~ P 9   |
| 3. 委員長報告   | P 10 ~ P 25 |

## 1. 委員会の構成

委員長 加藤清助

副委員長 谷口周司

委員 荒木美幸 石川善己 伊藤修一

伊藤嗣也 太田紀子 小川政人

荻須智之 加納康樹 小林博次

笹岡秀太郎 竹野兼主 土井数馬

豊田祥司 豊田政典 中川雅晶

早川新平 日置記平 樋口博己

樋口龍馬 平野貴之 藤田真信

三木隆 三平一良 村山繁生

森康哲 森川慎 諸岡覚

山口智也

## 2. 委員会開催状況

# 決算常任委員会事項書

平成28年5月17日(火)

全員協議会室

1. 委員長の互選について

2. 副委員長の互選について

3. 分科会の設置について

4. 理事会の設置について

# 決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成28年6月2日(木)

全員協議会室

1. 理事の選任について

2. その他

# 決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成28年6月30日(木)

全員協議会室

1. 休会中の所管事務調査について

2. その他

# 決算常任委員会事項書

平成28年8月22日(月)

全員協議会室

1. 平成27年8月定例会議会における決算常任委員長報告に対する対応について

2. その他



# 決算常任委員会事項書

平成28年9月8日(木)

全員協議会室

1. 決算常任委員会の運営に関する申し合わせの改正について

2. その他

# 決算常任委員会 審査順序

平成28年 9月23日（金）

10:00～ 全員協議会室

## 1. 分科会長報告

- ①総務分科会長報告
- ②教育民生分科会長報告
- ③産業生活分科会長報告
- ④都市・環境分科会長報告

## 2. 分科会長報告に対する質疑

- ①総務分科会長報告に対する質疑
- ②教育民生分科会長報告に対する質疑
- ③産業生活分科会長報告に対する質疑
- ④都市・環境分科会長報告に対する質疑

## 3. 全体会審査で取り扱う事項の追加提案

## 4. 全体会審査

〔審査項目〕

※各分科会から上げられた項目はなし

## 5. 討論・採決

- 議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について
- 議案第14号 平成27年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定について
- 議案第15号 平成27年度市立四日市市病院事業決算認定について
- 議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について

## 6. その他

(1) 予算／決算常任委員会理事会の開催について

日 程 : ①10月31日（月）13:30～

②11月21日（月）10:00～ or 13:30～

項 目 : 予算／決算常任委員会の運営に関する申し合わせの改正に係る検証について

# 決 算 常 任 委 員 会 事 項 書

平成29年 4 月 21日 (金)

全員協議会室

1. 決算常任委員会年間白書について

2. その他

### 3. 委員長報告

## 決算常任委員会委員長報告（平成28年8月定例会月議会）

決算常任委員会に付託されました関係議案につきまして、当委員会における審査の経過と結果をご報告申し上げます。

審査に当たりましては、まず総務、教育民生、産業生活、都市・環境の4分科会において、各々の所管に属する事項について詳細な審査を行いました。

続いて全体会においては、まず、各分科会における審査の経過と結果についての分科会長報告があり、それに対する質疑が行われました。

次に、全体会審査においては、委員から追加提案があった5項目について重点的に審査を行いました。

それでは、全体会審査を行った各項目について順にご報告申し上げます。

1項目めは、地域包括支援センター事業についてであります。

本件については、全体会において、委員から、市内に3カ所ある地域包括支援センターへの委託事業の実施状況を検証し、市の責務や役割、課題について議論すべきであるとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、地域包括支援センター事業の実施状況や収支状況に関して、各センターの取り組み状況に差が出ていること、また、事業収支がマイナス計上となっているセンターが

あることについて、理由を確認する質疑があり、理事者からは、相談される方の状況や各専門職の経験の差により、相談件数等にある程度のバラつきは出るものと考えているが、毎月、各センターとの連絡会を開催するなど、各センターが同じ意識を持って取り組みを進められるよう努めている。また、収支状況については、経費の大部分を人件費が占めており、介護予防支援事業所としての業務と重複する部分もあるため、両事業の収支を見る中で委託料を算定しているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、単に実績報告を受けるだけでなく、取り組み内容に差が生じている理由を深く掘り下げて検証し、市の指導内容に反映していくことが重要であると考えている。また、委託料の算定についても常日ごろから業務内容の評価を行う中で精査に努めるなど、市のマネジメント力を高めていくことが重要であるとの意見がありました。

また、委員からは、地域ケア会議について、平成27年度は立ち上げ初年度であり、開催実績が少ないことは理解するが、会議開催に当たり、他部局との連携はどのように行っているのかとの質疑があり、理事者からは、会議の開催に当たっては、各地区市民センターを初め地域の各団体への働きかけを行うなど、他部局との連携に努めているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、全庁的な連携に努める中で、地域包括ケアシステムの構築に向けた体制作りを進めることが重要であり、今後の取り組み内容については議会にも報告しながら

ら進めるべきである。また、本件に限ったことではないが、来年度以降の決算審査においては、従来の款・項・目別の表記に加え、全庁的な取り組み内容が明確に分かるよう、主要施策実績報告書等の作成について工夫すべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、認知症総合支援事業について、平成27年度から認知症初期集中支援チームを北地域包括支援センターに設置しているが、どのように事業の総括を行っているのかとの質疑があり、理事者からは、認知症初期集中支援チームが繰り返し家庭を訪問して、本人や家族との信頼関係を築くとともに、専門の医師が助言・指導を行うことで、多くのケースを適切な医療・介護サービスにつなげることができたと考えている。今後は、必要な人が早期に認知症初期集中支援チームの支援を受けられるよう、一層の啓発に努めたいとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、認知症初期集中支援チームによる継続的な支援を行うためには、業務の明確化が必要であると考えており、対象者の特定など、判断が困難な事例もあると考えられることから、市が積極的に関わることでマネジメントに努めるべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、平成27年度から各地域包括支援センターに配置されている認知症地域支援推進員について、家族に対する支援や地域の理解の促進といった取り組みがまだまだ不十分と感じているが、今後、認知症地域支援推進員の拡充は検討し

ないのかとの質疑があり、理事者からは、現在、地域との関係づくりに努めている段階であり、今後の方向性については、市が依頼する業務の進捗状況を見ながら判断していきたいとの答弁がありました。

これに対して、委員から、認知症地域支援推進員については、今後、認知症に関するスペシャリストとして地域に深く関わっていく必要があると考えており、例えば、厚生労働省や先進自治体が求めている役割についても十分に検証する中で、認知症地域支援推進員のスキルアップにつなげていくことが重要であるとの意見がありました。

また、委員からは、認知症ケアパスについて、ガイドブックの作成も必要ではあるが、専門の医療機関や相談窓口の案内を初め、住み慣れた地域での生活の送り方など、きめ細やかで分かりやすいケアの道筋を認知症高齢者やその家族に対して示していくべきであり、認知症と診断された後でも、本来の生活を穏やかに営んでいけるよう、本市の認知症ケアパス確立の早期実現に努めるべきであるとの意見があり、理事者からは、まずはガイドブックに記載されている内容がきちんと機能していくよう、必要なサービスの提供に努めたいと考えているが、市民にとってより分かりやすく、理解しやすい内容となるよう努めたいとの答弁がありました。

また、委員からは、今回、全体会審査において提出された地域包括支援センター事業に関する資料については、来年度以降



の決算審査においては、あらかじめ配付するようお願いしたいとの意見がありました。

2項目めは、病院事業会計についてであります。

本件については、全体会において委員から、平成27年度の示談事案について、インシデント・アクシデントのいずれにも分類されていない事案に対しても示談金が支払われており、その経過や理由等について確認すべきとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、理事者からは、当該示談案件については、医療安全管理委員会での検討結果を踏まえ、行った医療が死亡に直接影響を及ぼしたとは判断せず、医療事故の件数にはカウントしていない。ただ、病院として患者を病院に留めていれば、急変時に対応ができ、違った結果になっていた可能性もあるという点においては、全く非がなかったわけではないと考えており、示談金については、病院にある程度の過失があったと保険会社が判断し、保険金として支払われたものとする。今後、示談案件について医療事故と判断するかどうかについては、新たに外部委員が参画した医療安全管理委員会に諮って決定していくとの説明がありました。

これを受けて委員からは、本件の示談金の額からすると、病院の過失を相当程度認めたものとして判断できるが、過失を認めて示談金を支払ったのであれば、その時点で医療事故としてカウ

ントすべきである。過失を認めたにもかかわらず、医療事故と認めないという病院の姿勢に疑問があるとの意見がありました。

これに対し理事者からは、当初、本件を医療事故と判断しなかった経緯はさきに述べたとおりであるが、その後、病院としては、本件に係るこれまでの議会からの指摘を受け、医療安全管理委員会への外部委員の参画や、決算資料としての議会への示談案件の報告といった医療安全に係る各種見直しを実施しているところであり、今回の指摘を踏まえ、本件を医療事故と判断するかどうかについて、外部委員が参画する新たな体制の医療安全管理委員会において、改めて諮ることとしたいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、結果については議会に報告すべきであるとの意見がありました。

3項目めは、児童扶養手当についてであります。

本件については、委員から、平成27年度の児童扶養手当に未払いが発生していることが本年7月に判明しており、本来、平成27年度に支払うべきものが今年度において支払われるという状況となっている。決算審査の前にこのような事実が判明している以上、このまま決算認定を行えば、議会として誤った決算の認定を行うこととなり、議会の見識が問われることとなるので、全体会において議論すべきであるとの提案があったため、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、平成27年4月分から平成28年1月分までの児童扶養手当について、8名分の未払いが平成28年7月に発覚し、未払い分の支払いは平成28年度の歳出として処理されている。平成27年度は事務処理の誤りにより、本来支出すべきものが支出されていないこととなっており、平成27年度の決算に誤りがあると考えますが、どのような認識かとの質疑があり、理事者からは、平成27年度に支払うべきものが事務処理の誤りにより支払われなかったことは事実であり、分科会審査においても「市の信用失墜にもつながる行為であるため、責任を重く受け止め、再発防止に心がけたい」と述べたところである。未払いが発覚したのは平成28年7月であるが、地方自治法施行令第143条によれば、歳出の会計年度は、その支出負担行為をした日の属する年度とすることになっており、さらに同施行令第165条の8において、出納閉鎖後の支出は、これを現年度の歳出としなければならないと規定されていることから、これに基づき未払い分の支払いについて、平成28年度の歳出として処理したものであり、会計処理に誤りはないと考えているとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、平成27年度の未払い分について、今年度に支払うこと自体に異論があるわけではない。議会が行う決算審査は単なる歳入・歳出の事実のみを審査するわけではなく、本来、平成27年度中に支払うべきものが支払われなかったという事務処理上の不備を含めて、その可否を判断するもの

と捉えており、仮に不認定としたとしても決算の法的効力に影響はなく、今後、こうしたミスをなくし、市民の信頼に応える行政を目指してもらうためにも、議会として本決算を認定すべきではないと考えているとの意見があり、理事者からは、平成27年度に事務処理の誤りがあったことは事実であるが、そうした事実を真摯に受け止め、今後、確認作業を徹底するなど再発防止に努めたいと考えており、そうした行政側の対応も踏まえて判断いただきたいとの答弁がありました。

関連して他の委員からは、決算審査においては、事務執行上の不備が与える影響の度合いに応じて決算の認定の可否を判断していくことに異論はないが、今回の事案については、決算を不認定とするまでには至らないと考えているとの意見があり、これを受けて、委員からは、金額の多寡ではなく、毎年議会として細かく内容を審査する中で、行政への指摘を積み重ねていくことが適正な事務処理につながるものと考えており、それが議会に求められていることであると考えているとの意見がありました。

4項目めは、下水道使用料についてであります。

本件については、委員から、集合住宅の共用栓等における下水道使用料について、長年にわたり徴収誤りがあったことが本年9月に判明し、地方自治法に基づき5年分を還付するとの報告を受けているが、決算審査の前にこのような事実が判明して

いる以上、このまま決算認定を行えば、議会として誤った決算の認定を行うこととなると考えている。また、還付の対応についても、地方自治法ではなく、国家賠償法に基づく還付が適切と考えており、全体会において議論すべきであるとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

なお、本件の審査に当たっては、先に審査を行った児童扶養手当についてと論点が重複する部分があることから、本件については、主に還付金の考え方について議論を行いました。

まず、委員からは、今回の下水道使用料の徴収誤りは、最長で45年という長期間にわたって行われており、対象者にとっては多大な損害が生じているものと考えている。本件に係る市の対応としては、地方自治法に基づいて5年分を対象として還付を行うとのことであるが、国家賠償法を適用して過去20年分の還付を検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、長期間にわたり徴収誤りがあったことについてはお詫びを申し上げるところである。国家賠償法の適用については、事務処理において注意義務違反があったことは事実であるものの、それが同法に規定されている「過失」にあたるかどうかは、現時点において判断できないことから、地方自治法に基づき5年分を対象として還付を行うこととしたとの答弁がありました。

これに対して、委員からは、長期間にわたって徴収誤りが行われていることから、今の説明では納得できない市民も多いと考えており、市民の立場に立った対応を検討すべきであると

の意見がありました。

関連して他の委員からは、固定資産税の賦課誤りの際に、国家賠償法を適用して過去20年分の還付を認めた最高裁判例も出ていることから、今回のケースについても、国家賠償法に基づく還付を検討すべきではないかとの意見があり、理事者からは、全国市長会の顧問弁護士等にも相談し、現状においては、下水道使用料を国家賠償法に基づき還付するといった判例はなく、同法を適用するという明確な基準もないことから、今回の下水道使用料の還付については、地方自治法に基づき行うことが妥当であるとの見解を確認しているとの答弁がありました。

また、他の委員から、今回は地方自治法に基づいて5年分を還付することであるが、例えば、見舞金といった別の形で5年以上の返還を行うことは可能かとの質疑があり、理事者からは、司法により、「広く社会的または道義的責任の観点から、公平性の原則に立って返還すべき必要がある」と判断されれば、見舞金としての執行も可能であると考えているとの答弁がありました。

また、他の委員からは、5年分を還付するに当たり、消費税の修正申告はどのように行うのかとの質疑があり、理事者からは、平成28年度において誤徴収が判明し、平成28年度において過去5年分の下水道使用料を過年度損益修正損という形で処理することから、平成28年度分として消費税の申告を行うこととなるが、各年度の消費税については当時の消費税率を適用して

算出することとなるとの答弁がありました。

5項目めは、時間外勤務の適正化についてであります。

本件については、全体会において委員から、これまでさまざまな手法により時間外勤務の適正化に向けた取り組みがされてきたが、目に見える効果が出ていないと感じるため、決算審査において、時間外勤務の課題や今後の方向性について議論すべきとの提案があったことから、全体会において議論することといたしました。

まず、委員からは、時間外勤務の適正化には、所属長による労務管理が重要であり、所属長は、単に時間外勤務時間数を減らすだけでなく、各職員に時間外勤務削減の目的、効果等を理解させ、ワーク・ライフ・バランスの意識付けを行う必要があると考えるが、現状をどのように認識しているか、また、所属長に対して労務管理に係る研修は実施しているのかとの質疑があり、理事者からは、時間外勤務適正化に向けた対応としては、所属長において各所属の時間外勤務に係る年次計画を作成した上で管理を行っているほか、長時間時間外勤務を行った職員に対しては、チェックリストを用いた健康管理や産業医による面接を実施しているところである。今後とも、所属長が各職員の状況を見て細かく配慮し、適切にマネジメントしていけるよう、人事当局としても指導、監督を行っていきたい。また、管理職に対する研修の中では、マネジメントやワーク・ライフ・バラ

ンスに係るものも取り入れているとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、各職員の働き方を改革するためには、まず所属長が意識改革し、それを各職員に伝えていくことが必要と考えるため、今年度より設置された時間外勤務適正化対策本部においても、そういった意識を持って取り組みを進めるべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、所属別の時間外勤務の状況を見ると、幼稚園、保育園の時間外勤務が比較的少ないが、いわゆるサービス残業が行われることがないよう、各園長に徹底すべきであるとの意見があり、これに対し理事者からは、時間外勤務の管理について、園長や主任に対して研修を実施しており、今後ともサービス残業が発生しないように取り組みたいとの答弁がありました。

これに関連して他の委員からは、出先機関は、本庁と比較して時間外勤務を申請しにくい風土があるのではないかと危惧するが、そういったことがないよう、あわせて徹底すべきである。出先機関において、年度間の時間外勤務時間の増減が大きい所属が見受けられるが、人事当局として原因を把握しておくべきであるといった意見がありました。

また、委員からは、抜本的な働き方改革として、ICTを活用したテレワークやフレックス勤務等の先進的な取り組みの実施について検討すべきであるとの意見があり、これに対し理事者からは、国におけるワーク・ライフ・バランスの取り組みで



ある“ゆう活”等の取り組みについて研究はしているが、市の業務は市民対応が主であるという特性もあり、実施には至っていないとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、先進的な取り組みにより成果を出している自治体もあることから、特定の取り組みを実施するかどうかではなく、何か実施できるものはないかという積極的な姿勢で、市役所外部の意見も聞いた上で検討すべきであるとの意見がありました。

また、委員からは、職員数を増やした所属においても時間外勤務削減が進んでいない状況があり、職員配置だけで解決できる問題ではないと考える。また、時間外勤務を行う場合の決裁権者を部局長に変更する基準を月80時間以上としているが、過労死認定基準並みであり、もっと低い基準とすべきであるとの意見があり、これに対し理事者からは、長時間の時間外勤務に対する取り組みとして、月80時間以上の時間外勤務を行う場合に部局長が把握できるようにしたものであり、今後、職員一人一人の時間外勤務を管理できる方策についても検討したいと考えているが、まずはその効果を検証したいとの答弁がありました。

これを受けて委員からは、時間外勤務の適正化については、職員個人の課題、各所属特有の課題などさまざまな課題があり、さらなる取り組みが必要であることから、時間外勤務適正化対策本部においては、決してこれまでの取り組みの延長にとどま

らないよう、所属長のマネジメント能力の人事考課への反映や、勤務間インターバル制度を初めとする先進的な取り組みの導入等について、総合的に検討すべきであるとの意見があり、これに対し理事者からは、時間外勤務適正化対策本部については、人事当局を中心とした従来の取り組みに加え、時間外勤務の適正化を全庁的な取り組みとして積極的に推進していくために、今年度設置したものであり、今後、今回の委員会における意見を踏まえて取り組んでいきたいとの答弁がありました。

また、委員からは、時間外勤務手当は、職員の生活給としてある程度は必要という見方もできるため、そういった視点も含めて適正な時間外勤務のあり方を検討すべきであるとの意見がありました。

以上が、全体会審査で取り扱った事項に関する内容であります。

討論においては、一部委員から、議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、及び、議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、それぞれ、児童扶養手当、下水道使用料に関する事務処理上の不備が反映された決算内容となっていることから反対する。

また、議案第15号 平成27年度市立四日市病院事業決算認定について、本来、示談金を支払った時点で医療事故件数にカウン

トしておくべき示談事案が、医療事故件数にカウントされていないため反対するとの意見表明がありました。

また、他の一部委員からは、議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、及び、議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定について、事務執行上の不備はあるものの、決算を不認定とするほどのものではないと考えるため、賛成するとの意見表明がありました。

以上の経過により、当委員会に付託されました4議案につきましては、議案第13号 平成27年度四日市市一般会計及び各特別会計等の決算認定について、議案第15号 平成27年度市立四日市病院事業決算認定について、及び、議案第16号 平成27年度四日市市下水道事業における利益の処分及び決算認定については、賛成多数により、議案第14号 平成27年度四日市市水道事業における利益の処分及び決算認定については別段異議なく、認定すべきものと決した次第であります。

これをもちまして、決算常任委員会の審査報告といたします。